

玄海4号機 使用済燃料運搬用容器設置工事に係る設計及び工事計画認可申請書について(コメント回答)

No	ヒアリング日	資料番号	資料タイトル	コメント	コメント回答	回答日
1	2020/9/8	—	—	設計承認・容器承認の取得状況について整理すること。また、再処理工場への輸送実績についても補足説明資料で説明すること。	補足説明資料5にて説明。	2020/10/16
2	2020/9/8	—	—	当該容器の保管場所について補足説明資料で説明すること。 なお、検討中であればその旨についても記載すること。	補足説明資料6にて説明。	2020/10/16
3	2020/9/8	—	—	事業所内運搬と事業所外運搬の手順(輸送経路、燃料装荷・取出)について補足説明資料で説明すること。 また、号炉間輸送する燃料について運用上どのように管理するか補足説明資料で説明すること。	補足説明資料7にて説明。	2020/10/16
4	2020/9/8	—	—	今回の「設工認申請書」と「核燃料輸送物設計承認書」の記載が異なる箇所について、補足説明資料で説明すること。	補足説明資料8にて説明。	2020/10/16
5	2020/9/8	—	—	使用前事業者検査で記録確認を行う際の、レジン部分の検査について、補足説明資料で説明すること。	補足説明資料9にて説明。	2020/10/16
6	2020/9/8	補足説明資料1	設計及び工事計画届出における適用条文等の整理について	第7条(外部からの衝撃による損傷の防止)の理由にある「自然現象等による損傷の防止について、当該容器は安全重要度分類指針上のクラス1、2、3以外の安全機能を有しない機器であり…」の表現は、当該容器が安全機能を有しないように見えるので記載内容を見直すこと。	補足説明資料1のうち、第6、7、12条の理由について下記のとおり修正した。 「当該容器は安全重要度分類指針上のクラス1、2、3機器でなく、防護対象施設(防護すべき設備)に該当しないため、申請対象外とする。」 ※括弧内は12条の記載	2020/10/16
7	2020/9/8	補足説明資料1	設計及び工事計画届出における適用条文等の整理について	当該容器の安全重要度分類(ノンクラス)について考えを示すこと。	燃料取扱設備のうち当該容器に係る技術基準上の要求事項は、新規制基準施行前後において変更はない。また、新規制基準施行後に当該容器に係る工認申請を行い、認可を受けた先行他電力においても当該容器の重要度分類指針において規定される安全機能を有する構築物、系統及び機器に該当しないと整理されているため、弊社も当該容器は安全重要度分類指針上のクラス1、2、3以外の機器と整理する。(詳細は別紙参照)	2020/10/16
8	2020/9/8	補足説明資料1	設計及び工事計画届出における適用条文等の整理について	第41条(放射性物質による汚染の防止)の適用が「×」となっているが、先行他電力では、適用が「○」となっているため、その違いについて説明すること。	先行他電力では同条文第2項に対して発電用原子炉施設の全体に係る要求事項として適用を「○」としているが、弊社では申請設備が「放射性物質による汚染を除去する設備」に該当しないことから適用を「×」と整理している。なお、先行他電力においても当該工事計画とは関係がない条文と整理されており、条文整理に対する考え方の相違である。	2020/10/16
9	2020/9/8	—	—	当該容器に関する設計承認の条件が、今回申請する玄海4号機の燃料体の設計条件を満足していることを補足説明資料で説明すること。	補足説明資料10にて説明。	2020/10/16
10	2020/9/8	—	—	当該容器を取扱う既設の燃料取扱棟クレーンが容量上耐えられることを補足説明資料で説明すること。	補足説明資料11にて説明。	2020/10/16
11	2020/10/16	補足説明資料8	本申請に係る設工認申請書と核燃料輸送物設計承認書の相違箇所の説明について	既設工認について認可取得日等の記載を追記すること。	拝承。	2020/10/20
12	2020/10/16	—	—	当該容器の安全重要度分類についてノンクラスとする考え方を改めて示すこと。	別紙参照。	2020/10/20

No	ヒアリング日	資料番号	資料タイトル	コメント	コメント回答	回答日
13	2020/10/16	補足説明資料11	玄海3、4号機 燃料取扱棟クレーンへの影響評価	燃料取扱棟クレーンの使用済燃料の落下防止対策等に関する記載を補足説明資料に盛り込むこと。	拝承。	2020/10/20
14	2020/10/16	—	設工認申請書 (4)-6	ボロン添加ステンレス鋼の規格表について記載内容が妥当であることを確認すること。	別紙参照。	2020/10/20
15	2020/10/16	添付資料3	強度に関する説明書 3(4)-別添-53	構造解析のトラニオン疲労評価において、運搬用容器の使用期間を30年と設定しているが、その使用期間に使用を縛られることはないのかを説明すること。	運搬のすべてを発電所での構内運搬とし、現実的に想定され得る使用期間として30年で評価を行っている。この使用期間(30年)と運搬回数(10回/年)、運搬時吊上回数(20回/運搬毎)を使用計画回数(6000回)として算出しており、トラニオンの疲労評価は、この使用計画回数(6000回)が許容繰り返し回数(20000回、27000回)を十分下回っていることを確認している。 このため、30年はあくまで評価を行う上で設定している値であり、使用期間を限定するものではない。なお、上記の結果のとおり、使用期間を30年と想定した場合でも許容繰り返し回数を十分下回っているため、30年以上の使用は可能であると考ええる。	2020/10/20
16	2020/10/27	—	—	容器に収納する玄海4号機の使用済燃料の冷却日数については、要目表に容器の仕様として630日以上と記載している。一方、基本設計方針には7年以上と記載されており、その内容を要目表又は添付資料に記載すること。	添付資料2「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」のうち「1. 容量」に下記内容を追記する。 →「なお、構内輸送を行う4号機の使用済燃料は、17×17型燃料集合体、濃縮度 [] 以下及び最高燃焼度 [] 以下の仕様であり、冷却日数は3号機の使用済燃料ピットの冷却能力を考慮して、7年以上としている。」	

本資料のうち、枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。